

長野県弁護士会紛争解決センター  
重要事項説明書(災害ADR用)  
[申立人様控え]

長野市妻科432番地  
長野県弁護士会館内  
長野県弁護士会紛争解決センター  
TEL 026-232-2104  
FAX 026-232-3653

以下は、長野県弁護士会紛争解決センターに申立てをされるにあたり、必ずご理解をいただきたい事項です。

同封の「重要事項説明書(提出用)」を当センターにご提出いただき、こちらは申立人様の控えとして保管して下さい。

ご不明な点等がありましたら、当センターの上記連絡先までお問合せ下さい。

1. 第1回期日は、通常、申立書提出から1ヶ月程度先となります。仲裁人、申立人、相手方の都合が合う日を最初の期日とします。
2. 紛争解決センターの和解あっせんは、弁護士の仲裁人を介して、申立人と相手方が話し合うものです。裁判と異なり、相手方が欠席しても相手方の負けが決定される訳ではありません。  
相手方が応諾しない場合(当センターの呼出に応じず出席しない場合)や話し合いがまとまらない場合、和解あっせん手続は終了となります。
3. 紛争解決センターの調停申立てには**時効中断効がありません**。したがって、早急に時効を中断する必要があるときは、裁判所に対する訴え提起等、他の手段を取られることをお勧めします。
4. 仲裁人の弁護士は、公正中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、妥当な解決方法を提案します。  
申立てから3回の話し合い、3ヶ月以内に解決することを目指して支援しますが、3回・3ヶ月以内に解決しない場合もあります。また、最終的に和解に至らない場合、和解あっせん手続は不成立により終了します。

5. 紛争が解決した場合、成立手数料が発生します。成立手数料は、以下の表のとおり、解決額に応じて算出されます。成立手数料は、通常、申立人と相手方が折半して負担します。

例えば、相手方が申立人に対して100万円支払うという和解が成立した場合、成立手数料は4万円となり、申立人と相手方がそれぞれ2万円(+消費税)ずつを当センターに納付して頂きます。

**成立手数料算定方法 (別途消費税を加算する。)**

① 100万円までの場合	4% (最低額1万円)
② 100万円を超え300万円までの場合	2.5% + 1万5000円
③ 300万円を超え3000万円までの場合	0.5% + 7万5000円
④ 3000万円を超える場合	0.25% + 15万円

- ※ その他、専門委員に意見書の作成を依頼する必要がある場合、実費の負担をお願いすることもあります。
- ※ 代理人弁護士を選任する場合、別途、弁護士費用が発生します。弁護士費用は、依頼した当事者の自己負担になります。

6. 研究・研修 (当会や日弁連などの法律団体が主催するシンポジウム・協議会など)・学習会・広報 (当会の会報など)において、個人情報識別されないように加工したうえで、本件の事案や和解あっせん手続内容を素材として利用させていただく場合があります。何卒、ご了解下さい。